

# 「EUデータ法がデータ保護実務に与える影響と データ保護実務家の役割」 (日本DPO協会第20回個人情報保護セミナー) (2023年12月7日)

一般社団法人日本DPO協会 理事

S&K Brussels法律事務所代表・パートナー 弁護士 杉本 武重

同事務所カウンセラー 弁護士 乾 香織

T+81(0)3 6410 8315; +32 494 67 33 51

[takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com](mailto:takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com)

[kaori.inui@sandkbrussels.com](mailto:kaori.inui@sandkbrussels.com)

<https://www.sandkbrussels.com/>

**S&K**  
Brussels

# アジェンダ

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| I. EUデータ法の概要                               | 3  |
| II. EUデータ法がデータ保護実務に与える影響<br>ー民間部門におけるデータ共有 | 10 |
| III. EUデータ法とデータ保護実務家の役割                    | 37 |

# I. EUデータ法の概要

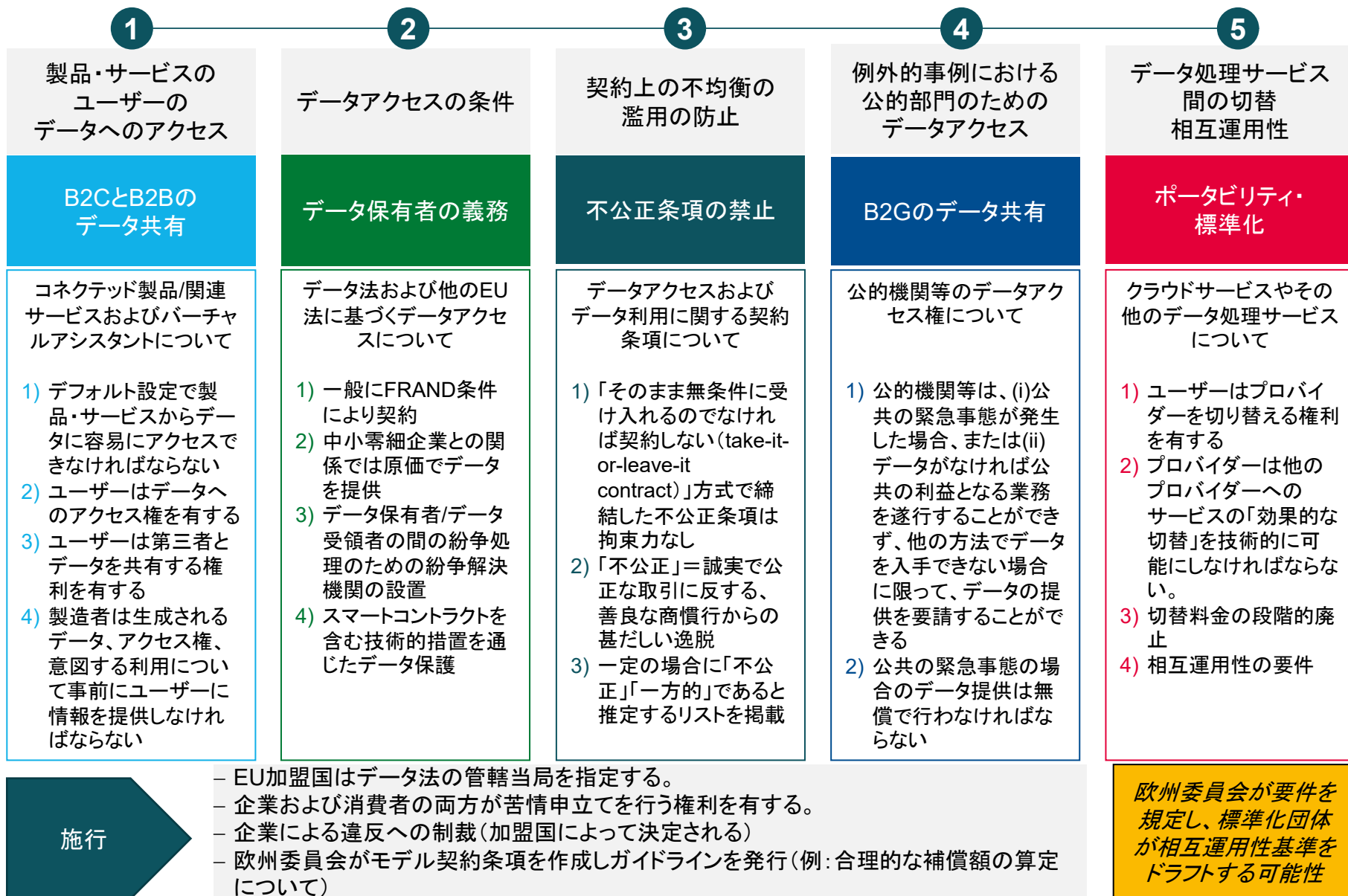
# EUデータ法の概要: 制定の背景

- EUデータ法(データ法)は、2023年11月9日に欧州議会で、同月11月27日にEU理事会でそれぞれ採択された。
- データ法は、欧州連合(EU: European Union)内の全ての経済分野について、①いかなる者が、②どのような条件の下で、③どのデータにアクセスすることができる(データから新たな価値を生み出すことができる)のかについてのルールを規定するもの
  - 2020年2月に公表された欧州デジタル戦略の一環
    - ✓ 欧州デジタル戦略は、EUがデータ・ドリブン社会の先導者となることを目指す
  - データ・ガバナンス法(2022年6月23日に発効、2023年9月24日に適用開始)と補完しあう関係
    - ✓ データ・ガバナンス法は、企業、個人、公的機関の間でのデータの共有を容易化するための手続きと仕組みを定める
- 欧州委員会は、欧州経済において、以下のような要因により、データの価値の最大活用が妨げられているとして、上記のような規則が必要であると判断
  - ① コネクテッド製品によって生成されるデータについて、誰が利用・アクセスできるのかが不明確
  - ② 中小企業は、より強力な市場参加者との関係において、衡平なデータ共有契約を締結する交渉力に欠けることが多いこと
  - ③ クラウド・サービス、エッジ・サービスについて、競争的かつ信頼できる事業者への乗り換えに係るEU内での障壁の存在
  - ④ 異なる分野から生じるデータを結び付けて利用する能力が十分でないこと

# EUデータ法の概要: 対象事項

- 前スライドの背景を踏まえ、データ法は、以下の対象事項に関し、整合的なルールを定める(1条1)
  - ① **B2C\***のデータ提供:コネクテッド製品ないし関連サービスに係る**製品データ・関連サービスデータ**(以下、両者を総称する場合「**製品関連データ**」)につき、当該製品・サービスのユーザーがこれらのデータを入手・利用することができるようにする)
    - \* ただし、定義上、「ユーザー」にはビジネスユーザーも含まれる
  - ② **B2B\***のデータ提供:データ保有者から**データ受領者**に対してデータを提供する
    - \* データ受領者は、定義上、「事業者」であるが、「第三者」(5条に基づくユーザーの要請により、製品関連データの提供先となる者)は、必ずしも「事業者」に限られない
  - ③ **B2G**のデータ提供:公的機関、欧州委員会、欧州中央銀行または(その他の)EUの機関(以下、総称して「**公的機関等**」)に対してデータ保有者がデータを提供する
    - ✓ 公共の利益のために実施する業務を遂行する上で、特定のデータの使用につき、例外的な必要性がある場合
  - ④ 異なるデータ処理サービスへの移行(切り替え)を容易なものとする
  - ⑤ 第三者による非個人データへの違法なアクセスに対するセーフガードの導入
  - ⑥ データへのアクセス、移転、利用のための相互運用基準の整備
- 本セミナーにおいては、データ法の全体像を概観した後、データ法の主眼である民間部門におけるデータ共有について解説する

# EUデータ法の概要:全体像



# EUデータ法の概要: 管轄当局および執行①

- 各EU加盟国は、データ法の適用および執行を担当する一つまたは複数の管轄当局を指定するものとする(37条)
  - EU加盟国は、これに際し、一つまたは複数の管轄当局を新設してもよく、あるいは、既存の管轄当局に依拠してもよい
  - 複数の管轄当局を指定する場合、EU加盟国は、そのうちの一つをデータコーディネーターに指定する
    - ✓ その目的は、(i) 管轄当局間の協力を促進し、(ii) データ法の適用範囲内にある組織を支援することである
  - EUの一般データ保護規則(**GDPR**)の適用について監視する責任を有する**独立監督当局**は、**個人データの保護に関する限り**、データ法の適用について監督する責任を負う
    - ✓ GDPR6章(独立監督当局)および7章(協力および一貫性)が準用される
- 管轄当局の職務および権限には、特に以下のものが含まれる(37条5)
  - ① データ法違反に係る苦情申立の処理、
  - ② データ法の適用に関する事項の調査の実施、および
  - ③ 効果的、比例的、かつ違反抑制力のある制裁を課すこと

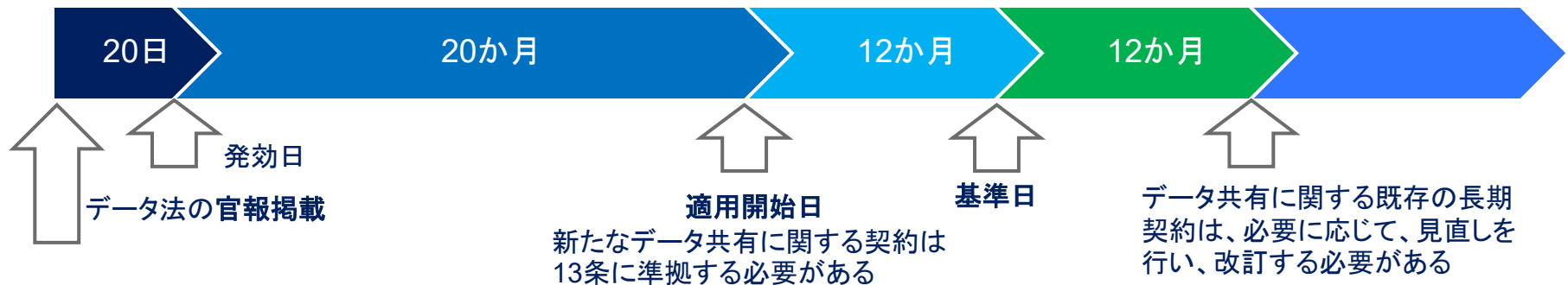
## EUデータ法の概要：管轄当局および執行②

- EU加盟国は、データ法違反に適用される制裁に関する規範を定め、その履行を確保するために必要な全ての措置を講じるものとする(37条1)
  - ・ 罰則は、効果的、比例的、かつ違反抑制力のあるものとする
- EU加盟国は、制裁金の賦課について、以下の非網羅的な基準を考慮する(40条3)
  - ① 違反の性質、重大性、規模および期間
  - ② 違反によって生じた損害を軽減または是正するために、違反者が講じた救済措置
  - ③ 違反者の過去の違反
  - ④ 違反により違反者が得た経済的利益または回避した損失
  - ⑤ 事案の状況に応じて適用されるその他の加重要因または軽減要因
  - ⑥ 違反者のEUにおける前会計年度の年間売上高
- **GDPRにおける独立監督当局は、管轄の範囲内(すなわち、個人データに関する場合)において、GDPR83条(2,000万ユーロ以下または事業者グループの前事業年度の全世界売上高の4%以下のいずれか高い方)に従い、行政制裁金を課することができる(40条4)**

# EUデータ法の概要：発効および適用のタイムライン

- データ法は、EU官報に掲載された日の翌日から**20日後に発効する**(発効日)
- 発効日の**20か月後**からデータ法が**適用される**(適用開始日)
- **3条1に基づいて発生する義務**(アクセシブル・バイ・デザイン義務およびこれを前提とする義務)は、**適用開始日から12か月後**(「基準日」)より後にEU市場に上市されるコネクテッド製品および関連サービスに適用される
- 適用開始日以降に締結される**データ共有に関する新たなB2Bの契約**は、13条(4章)に準拠する必要がある、**既存の長期契約**(期間不定またはデータ法発効から少なくとも10年後以降に期限が到来するもの)は、**適用開始日から2年以内に、必要に応じて、見直しを行い改訂する必要がある**

## <データ法の適用に係るタイムライン>

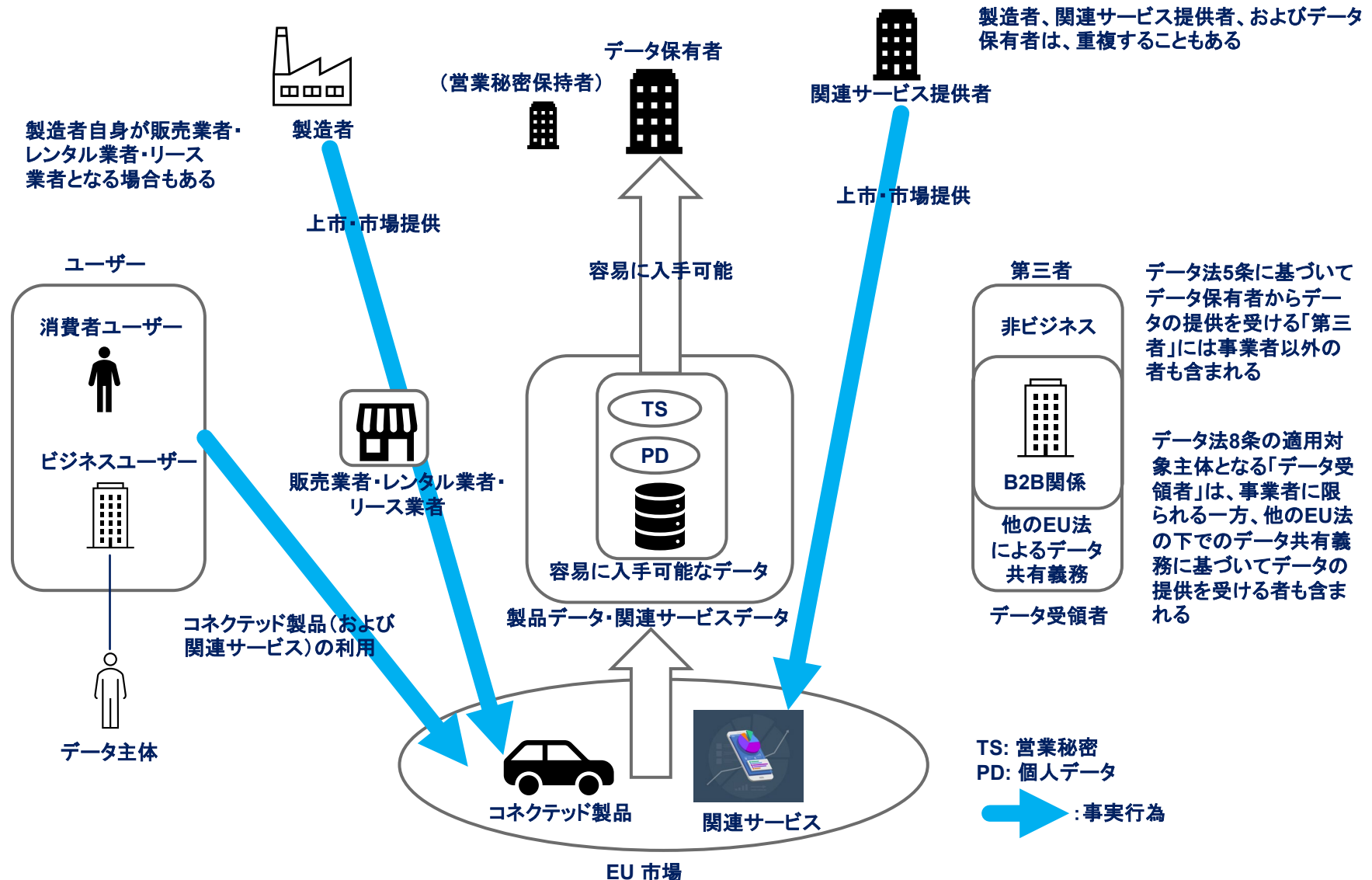


## II. EUデータ法がデータ保護実務に与える影響

### ー民間部門におけるデータ共有

# 民間部門におけるデータ共有

## 図①: 関連主体の概要



# 民間部門におけるデータ共有：適用対象となる主体①

## ■ データ法は、次の者に適用される(1条3)

### ① EU市場にコネクテッド製品を上市する製造者(設立地のいかんを問わない)

⇒ コネクテッド製品のユーザーが製品データ(および必要なメタデータ)にアクセスできるような形で、コネクテッド製品を設計・製造する義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1)

✓ アクセシブル・バイ・デザイン義務は、データ法の発効日から32か月後より後にEU市場に上市されたコネクテッド製品に適用される(50条)

⇒ 自ら、または、販売業者・レンタル業者・リース業者を通じて、コネクテッド製品に関する一定の情報を、販売等の契約の前にユーザーに提供することが必要(3条2)

✓ データ法の適用を受ける製造者は、EU域内に拠点を有さない場合、EU加盟国のいずれかにおいて代理人を選任することが必要(37条11)

## 民間部門におけるデータ共有：適用対象となる主体②

■ データ法は、次の者に適用される(1条3)(前スライドからの続き)

② EU市場に関連サービスを上市する関連サービス提供者(設立地のいかんを問わない)

⇒ 関連サービスのユーザーが関連サービスデータ(および必要なメタデータ)にアクセスできるような形で、関連サービスを設計・提供する義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1)

✓ アクセシブル・バイ・デザイン義務は、データ法の発効日から32か月後より後にEU市場に上市された関連サービスに適用される(50条)

⇒ 関連サービスの提供に係る契約を締結する前に、ユーザーに一定の情報を提供する義務(3条3)

✓ データ法の適用を受ける関連サービス提供者は、EU域内に拠点を有さない場合、EU加盟国のいずれかにおいて代理人を選任することが必要(37条11)

# 民間部門におけるデータ共有：適用対象となる主体③

■ データ法は、次の者に適用される(1条3)(前スライドからの続き)

## ③ EU域内のデータ受領者にデータを提供するデータ保有者(設立地のいかなを問わない)

⇒ ユーザーがコネクテッド製品または関連サービスから直接データにアクセスできない場合、容易に入手可能なデータ(およびメタデータ)につき、ユーザーがアクセスできるようにする義務(4条1)

⇒ ユーザーからの要請に応じて、容易に入手可能なデータ(およびメタデータ)を第三者に提供する義務(5条1)

⇒ データ法または(将来的な)他のEU法の下で事業者間の関係においてデータ提供義務を負う場合に、データ受領者との間で、データの提供に関し、公正、妥当かつ無差別な(FRAND)条件、透明性のある態様で合意する義務(8条1)

⇒ 例外的な必要性に基づき、要請に応じて、公的機関等にデータを提供する義務(14条)

### データ保有者

①データ法、②適用されるEU法、または③EU法の国内実施法に基づき、データを利用・提供する権利または義務を有する法人または自然人

- ここでいうデータには、(契約による合意がある場合)関連サービスの提供期間中にデータ保有者が取得・生成した製品データまたは関連サービスデータが含まれる
  - ✓ データ保有者の定義に係るデータは、必ずしも製品データまたは関連サービスデータに限定されるものではない

# 民間部門におけるデータ共有：適用対象となる主体④

■ データ法は、次の者に適用される(1条3)(前スライドからの続き)

## ④ コネクテッド製品または関連サービスのEU域内のユーザー

|      |                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ユーザー | 以下の自然人または法人<br>① コネクテッド製品を所有する者、<br>② 契約により当該コネクテッド製品の一時的な利用権を得た者、または<br>③ 関連サービスの提供を受ける者 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|

## ⑤ データの提供先となるEU域内のデータ受領者

|        |                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データ受領者 | 以下の条件を満たす自然人または法人<br>① その者の取引、事業、技能または職業に関連する目的のために行動する、<br>② コネクテッド製品または関連サービスのユーザー以外の者であって、<br>③ 次の場合にデータ保有者からデータの提供を受ける者(第三者を含む)<br>(i) ユーザーからのデータ保有者に対する要請に基づく場合、または<br>(ii) EU法、またはEU法の国内実施法に基づく法的義務に従う場合 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

# データ保有者の義務および保護措置①

- データ法は、民間部門における製品関連データ(製品データおよび関連サービスデータ)の利活用に関し、次のような規範を定めるものとして位置付けられる
  - 本来はユーザーが生成したものでありながら、現状では(多くの場合において)コネクテッド製品の製造者(たるデータ保有者)の下に遍在する形となっている製品関連データを、
  - ユーザーおよびユーザーの意思に基づく第三者にも(公平な条件の下で)入手・利用可能なものとし、
  - もってデータの有効な利活用を目指すとともに、
  - データ保有者(製造者)のイノベーション意欲を阻害することとならないよう、
  - データ保有者の正当な利益の保護を図る
- したがって、データ法は、(コネクテッド製品の製造者がデータ保有者となる典型的な場合を想定すれば)製造者・データ保有者にデータ提供等の義務を課す一方で、義務内容に条件や例外を設けることによって、権利義務関係のバランスを図っている(次スライド以降で解説)

## データ保有者の義務および保護措置②

- 製造者・データ保有者とユーザーとの間には以下の義務関係・保護措置が設けられている

|   | 製造者・データ保有者の義務                                                                                                                                                                                                               | 保護措置(義務内容に係る条件・例外)                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 製品の設計・製造および関連サービスの設計・提供に当たり、ユーザーがデータ(メタデータを含む)に(技術的に可能であれば)直接アクセスできるようにする義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1)                                                                                                                          | • SME例外(7条1、以下同じ)                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ② | 製品や関連サービスに関する契約締結前に、製品データや関連サービスに関する一定の情報を提供する義務(3条2および3)(注)                                                                                                                                                                | (左欄注: 情報提供義務を直接負うのは、製品の場合は販売業者・レンタル業者・リース業者、サービスの場合はサービス提供者)                                                                                                                                                                                                                |
| ③ | コネクテッド製品または関連サービスからユーザーが直接データにアクセスできない場合において、容易に入手可能なデータ(メタデータを含む)につき、ユーザーがアクセスできるようにする義務(4条1)<br>【付加要件】 <ul style="list-style-type: none"><li>• ユーザーの選択・権利行使を困難にすることの禁止(4条4)</li><li>• 不必要なユーザーの情報の要請・保管の禁止(4条5)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 製品の安全要件を深刻に阻害する場合、データへのアクセス等の制限・禁止につきユーザーと合意することができる(4条2)</li><li>• 営業秘密の保護のための保護措置の合意、共有の留保・停止、アクセス拒否(4条6、7および8)</li><li>• 競合製品の開発目的でのデータ利用・共有や、データ保有者の経済状況等一定事項の推測目的でのデータ利用の禁止(4条10)、強制手段・技術インフラの間隙の濫用によるデータ取得の禁止(4条11)</li></ul> |
| ④ | ユーザーとの合意に基づいてのみデータを利用する義務(4条13)、ユーザーとの契約の履行の場合を除き非個人データである製品データを第三者と共有することの禁止(4条14)                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                             |

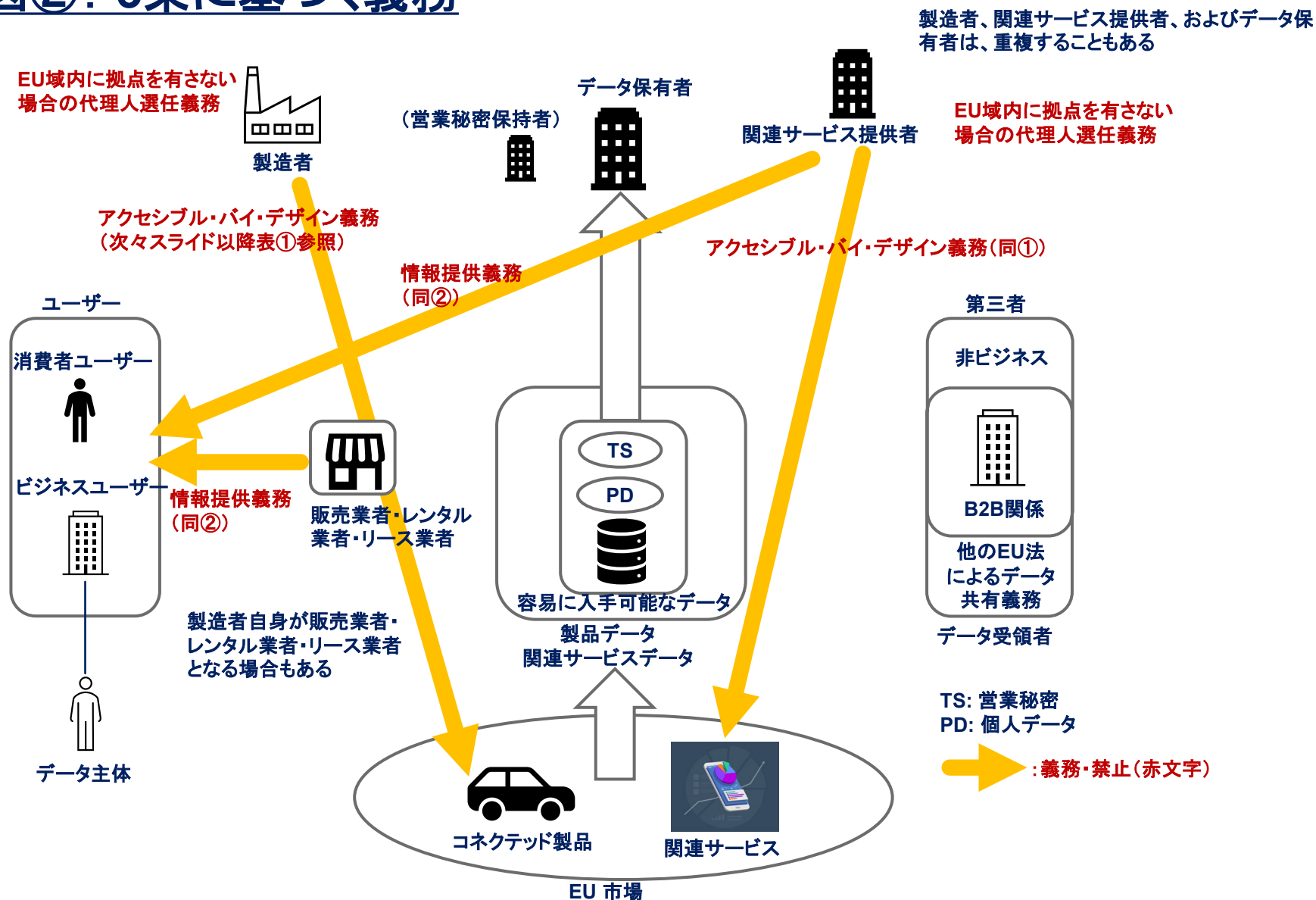
# データ保有者の義務および保護措置③

## ■ データ保有者と第三者との間には以下の義務関係・保護措置が設けられている

|   | データ保有者の義務                                                                                                                                                                                                                                            | 保護措置(義務内容に係る条件・例外)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <p>ユーザーの要請に基づき、容易に入手可能なデータ(メタデータを含む)を第三者に提供する義務(5条1)</p> <p>【付加要件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ユーザー・第三者に係る不必要な情報の要請・保管の禁止(5条4)</li><li>データ受領者との間(事業者間)でのデータ提供の方法・条件等に係る合意義務(公正、妥当かつ無差別な(FRAND)条件、透明性のある方法による義務)(8条1、第3章、第4章)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>(契約に基づき第三者が利用することが許容されているのでない限り)新製品等の試験の文脈における容易に入手可能なデータである場合の例外(5条2)</li><li>強制手段・技術インフラの間隙の濫用によるデータ取得の禁止(5条5)</li><li>営業秘密の保護のための保護措置の合意、共有の留保・停止、アクセス拒否(5条9、10および11)</li><li>競合製品の開発目的、データ保有者の経済状況等一定事項の推測目的でのデータの利用の禁止(6条2)</li><li>無差別かつ合理的な条件での対価に関する合意(9条)</li><li>第三者・データ受領者に一定の不正行為があった場合の措置(11条2)</li><li>なお、デジタル市場法(DMA: Digital Markets Act)3条に基づきゲートキーパーに指定された者は、データ法に基づくデータの提供を受けることができない(5条3)</li></ul> |
| ② | <p>第三者の経済状況等の一定の事項を推測するために容易に入手可能なデータを利用することの禁止(5条6)</p>                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

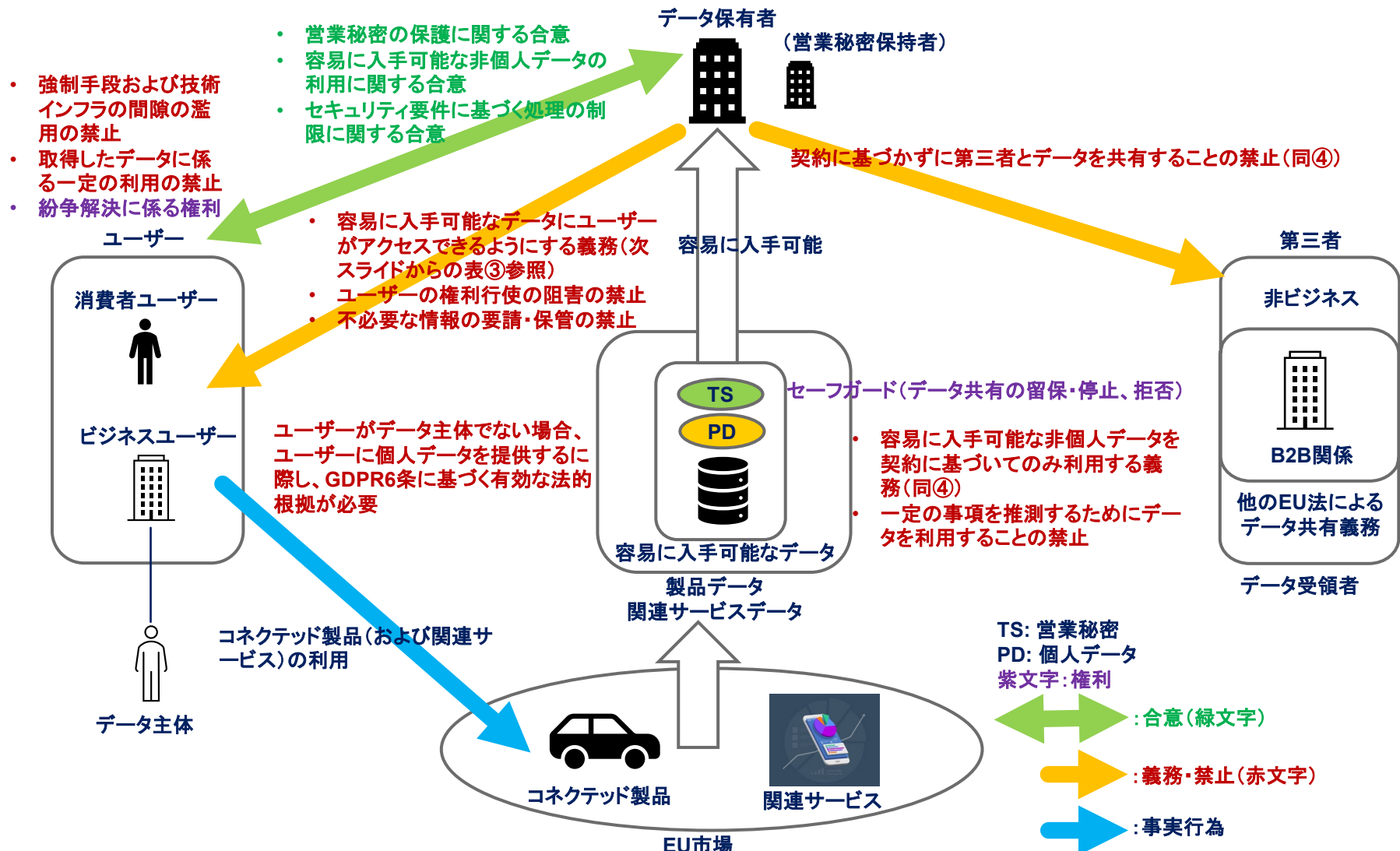
# 民間部門におけるデータ共有

## 図②: 3条に基づく義務



# 民間部門におけるデータ共有

## 図③: 4条に基づく義務および関連諸条件



# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務①

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

### 製造者・データ保有者の義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)

- ① 製品データ・関連サービスデータ(製品関連データ)(データの解釈・利用に必要なメタデータを含む)が、以下のような態様でユーザーにとってアクセシブルなものとなるように、コネクテッド製品の設計・製造および関連サービスの設計・提供を行う(「アクセシブル・バイ・デザイン」)(3条1)
- デフォルトで、簡単・安全に、かつ無償で
  - 包括的に、構造化された、一般的に使用される、機械読取り可能なフォーマットにより
  - 場合に応じ、また、技術的に可能であれば、ユーザーが直接アクセスできるように
    - ・ 製品自体のデータ保存機能またはデータが送信されるリモートサーバーから一定のデータに直接アクセスできる形で製品を設計することも想定される(前文22)
      - ✓ 製品自体のデータ保存機能へのアクセスは、有線による場合、一般の利用が可能な電気通信サービスに接続した無線LANないしモバイルネットワーク経由による場合が考えられる
      - ✓ サーバーは製造者の自前のサーバーの場合や第三者が提供する場合、クラウドサービスによる場合が考えられる
    - ・ コネクテッド製品とは、以下の要件を満たす製品をいう
      - ① その使用または環境に関するデータを取得、生成または収集し、かつ
      - ② (i) 電気通信サービス、(ii) 物理的接続、または(iii) 機器上のアクセスを介して、製品データを通信することができ、かつ
      - ③ ユーザー以外の第三者のためにデータを保存、処理、または送信することを主な機能としないもの
        - ✓ コネクテッド製品は、インフラ、自動車、健康・ライフスタイル用具、船舶、航空機、家庭・消費者器具、医療・健康機器、農業・工業機械等、経済・社会の全分野に存在
          - 必要に応じ分野別の法規制も念頭におかれている(前文14)
        - ✓ 第三者が運営するサーバー、クラウド等のように、ユーザー以外の第三者のためのデータの保管または処理を目的としてコネクテッド製品からデータを取得等する場合のデータは、データ法の適用対象外(前文16)

# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務②

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

### 製造者・データ保有者の義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)

#### ① アクセシブル・バイ・デザイン(前スライドからの続き)

- 製品データとは、コネクテッド製品の利用により生じたデータであって、製造者による設計上、ユーザー、データ保有者または第三者(製造者が該当する場合を含む)が取得できるようにされているものをいい、取得手段には①電気通信サービス、②物理的接続、または③機器上のアクセスがあり得る
  - ✓ 製品データには、①コネクテッド製品が置かれた環境や相互作用に関するデータ、②ユーザーインターフェースにより生成された製品の使用に関するデータ、③センサが自動的に生成するデータや埋め込みアプリに記録されたデータ(製品の状態や故障を示すデータ等)、④製品が使用されていないときに生成されたデータ(バッテリーの状態など)を含む(前文15)
  - ✓ ソースデータ、プライマリーデータとも呼ばれる「生データ」(何らの処理も施されていない自動的に生成されたデータポイント)(例:温度センサーが生成する抵抗値)、および、更なる処理・分析に先立ってデータを理解・利用可能なものとするための「前処理」を施されたデータ(例:上記抵抗値に対応した温度の数値)がデータ法の対象となる(同上)
    - 前処理の例として、単一のセンサまたは接続されたセンサ群から得られたデータにつき、温度、圧力、流量、音声、pH、液面、位置、加速度、速度などの物理的な量・質ないしその変化を判別することによって、より幅広いユースケースに向けて理解可能なものとする
    - 「前処理されたデータ」がデータ法の適用対象に含まれることにより、データ保有者にデータクレンジング・データ変換のために実質的な投資を行う義務が課されるものではない
  - ✓ 一方、上記のデータから、価値ないし発見を得るための追加的な投資(特に、財産的価値を有する複雑なアルゴリズムの利用等)の結果として派生した情報は、適用対象に含まれない(同上)
    - データ保有者は(別段の合意がない限り)かかる情報を提供する義務を負わない
    - 複数のセンサから得られたデータを統合するセンサフュージョンにより得られた情報など
  - ✓ ユーザーがコンテンツを記録・送信・表示・演奏等した場合にコネクテッド製品が生成したデータおよびコンテンツそのもの(多くは知的財産権により保護される)は、データ法の適用対象とならない(前文16)

# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務③

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

### 製造者・データ保有者の義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)

#### ① アクセシブル・バイ・デザイン(前スライドからの続き)

- ・ 関連サービスとは、電気通信サービス以外のデジタルサービス(ソフトウェアを含む)であって、以下のいずれかの要件を満たすもの
  - ① 当該サービスがなければコネクテッド製品の一つまたは複数の機能の実行が妨げられるような方法で、購入・レンタル・リース時に製品に結び付けられているもの(=当該製品の意図する機能に必要なもの)、または
  - ② コネクテッド製品の機能を追加、更新、または適合させるため、製造者または第三者によって、後から当該製品に結び付けられたもの
    - ✓ 製品の機能に明示的に結びついたものとして理解されるサービスであり、例えば、コネクテッド製品の動作・作用等に影響を与えるコマンドを送信するサービスなど(前文17)
    - ✓ 補助的なコンサルティング、分析、金融サービスや通常の修理・保守等、また、電力供給・(ネットワーク)接続等は、関連サービスに含まれない(同上)
- ・ 関連サービスデータとは、以下の条件を満たすデータをいう
  - ① コネクテッド製品に関連する (i) ユーザーの行為、または (ii) 事象をデジタル化したものであって、かつ
  - ② 提供者による関連サービスの提供中に、(i) ユーザーが意図的に記録し、または (ii) ユーザーの行動の副産物として生成されたもの
- ・ ユーザーとは以下の自然人または法人をいう
  - ① コネクテッド製品を所有する者、② 契約により当該コネクテッド製品の一時的な利用権を得た者、または
  - ③ 関連サービスの提供を受ける者
    - ✓ 所有者、借主等の立場で複数のユーザーが存在することも想定される(前文18)
    - ✓ コネクテッド製品の利用に当たっては、ユーザーアカウントの作成が求められることが多いところ、複数の者による利用が典型的に想定される製品の製造者は、個々のユーザーがそれぞれにユーザーアカウントを作成し、または、複数の者が同一のユーザーアカウントを利用できるようにすべき(前文21)

# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務④

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

### 製造者・データ保有者の義務(情報提供義務)

- ② 製品(\*)や関連サービス(\*\*)に関する契約の締結前に、製品データや関連サービスに関する一定の情報を提供する(3条2および3)
- (\*) 製品の販売・レンタル・リース契約前の情報提供義務を直接負うのは、販売業者・レンタル業者・リース業者
- (\*\*) 関連サービスに関する契約の締結前の情報提供義務を負う主体は、関連サービスの提供者
- コネクテッド製品の売買・レンタル・リース契約の締結前に少なくとも次の情報を提供する(3条2)
- ① コネクテッド製品が生成可能な製品データの種類・形式、およびその推定量
    - ✓ (可能であれば)データ構造、データ形式、ボキャブラリー、分類スキーム、タクソノミー、コードリストなどが想定される(前文24)
  - ② コネクテッド製品が継続的かつリアルタイムでデータを生成することができるか否か
  - ③ コネクテッド製品が機器上、またはリモートサーバー上にデータを保存できるか否か、および想定されるデータ保存期間、ならびに
    - ✓ データ保有者は、(永久にデータを保存することを期待されるわけではないものの)ユーザーのデータへのアクセスの権利を実効あらしめる合理的なデータ保存ポリシーを実施すべき(同上)
  - ④ データへのアクセス・取得(場合に応じ削除)方法(そのための技術的手段を含む)、および(想定される)利用条件およびサービスの品質
    - ✓ APIサービス(場合に応じソフトウェア開発キット)の利用条件・品質に関する情報を含む(同上)
- この情報提供義務は、ウェブ上に関連情報を掲載したURLを維持し、ユーザーにウェブリンクないしQRコードを提示するという方法で履行し得る(同上)
  - ユーザーが将来参照することができるよう情報を保存できるようにしておくことが必要(同上)
  - 提供した情報につき、コネクテッド製品の耐用期間中(関連サービスの契約期間中)に変更があった場合(データの利用目的が当初特定されたものから変更された場合を含む)は、変更後の情報をユーザーに提供する(同上)(これら義務の履行に係る留意点は、関連サービスの場合も同じ)

# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務⑤

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

### 製造者・データ保有者の義務(情報提供義務)

#### ② 契約締結前の情報提供(前スライドからの続き)

##### ■ 関連サービスの提供者は、関連サービスに関する契約の締結前に少なくとも次の情報を提供する

- ① データ保有者となる者(以下、単に「データ保有者」)が取得する予定の製品データの性質・推定量、および収集頻度、(場合に応じ)ユーザーが当該データにアクセス・取得するための方法(データ保有者のデータ保存方法・期間を含む)
- ② 生成される関連サービスデータの性質・推定量、ユーザーが当該データにアクセス・取得するための方法(データ保有者のデータ保存方法・期間を含む)
- ③ 容易に入手可能なデータにつき、データ保有者が自らその利用を企図しているか否か、その場合の利用目的、ユーザーとの間で合意された利用目的のために一または複数の第三者にデータの利用を認める意図を有しているか否か
  - ✓ 製品関連データの利用(利用目的を含む)に係る合意はユーザーにとって透明性のある契約条件とすべきであり、利用目的としては、コネクテッド製品・関連サービスの機能の改善、新製品・サービスの開発、(個々のデータを識別できない形で)データを集計し第三者に提供することなどが考えられる(前文25)
- ④ 商号、設立地住所等データ保有者の識別情報、(場合に応じ)他のデータ処理者に係る情報
- ⑤ データ保有者と迅速かつ効率的に連絡を取ることでできる連絡方法
- ⑥ 第三者とのデータ共有を要請(場合に応じ終了)する方法
- ⑦ データ共有に関する規定の違反につき管轄当局に苦情を申し立てることができるユーザーの権利
- ⑧ コネクテッド製品からアクセスされ、または、関連サービスの提供期間中に生成される可能性の高いデータに含まれる営業秘密に関し、データ保有者が営業秘密保持者と同一であるか否か、同一でない場合は、いずれの者が営業秘密保持者であるか
- ⑨ ユーザーとデータ保有者との間の契約の期間および契約の終了方法

# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務⑥

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

製造者・データ保有者の義務(容易に入手可能なデータへのユーザーのアクセスを可能にする義務)

- ③ コネクテッド製品または関連サービスからユーザーが直接データにアクセスできない場合において、容易に入手可能なデータ(データの解釈・利用に必要なメタデータを含む)につき、以下の態様で、ユーザーがアクセスできるようにする(4条1)
- 不当な遅滞なく、簡単かつ安全に、かつ無償で
  - データ保有者が取得できるデータと同じ品質で
  - 包括的に、構造化された、一般的に使用される、機械読取り可能なフォーマットにより
  - 場合に応じ、また、技術的に可能であれば、継続的に、リアルタイムで
  - 技術的に可能であれば、電子的方法による簡単な要請に基づいて実施
    - ・ 容易に入手可能なデータとは、  
製品関連データであって、  
データ保有者が、  
簡単な操作を超えた不相当な労力を要することなく、  
コネクテッド製品または関連サービスから、  
合法的に取得し、または、合法的に取得できるものをいう
    - ✓ 製品の設計に際し、データが生成されるコンポーネントまたは全体としての製品の外部に保存・送信されることが想定されていない場合、かかる製品の利用により生成されたデータは容易に入手可能なデータに該当しない(前文20)
    - ✓ データ法は、製品の中央演算装置にデータを保存することを義務付けるものではない(同上)
    - ✓ 分野別の法令によりアクセス可能とされるべきデータ等の特則を定めることもありうる(同上)

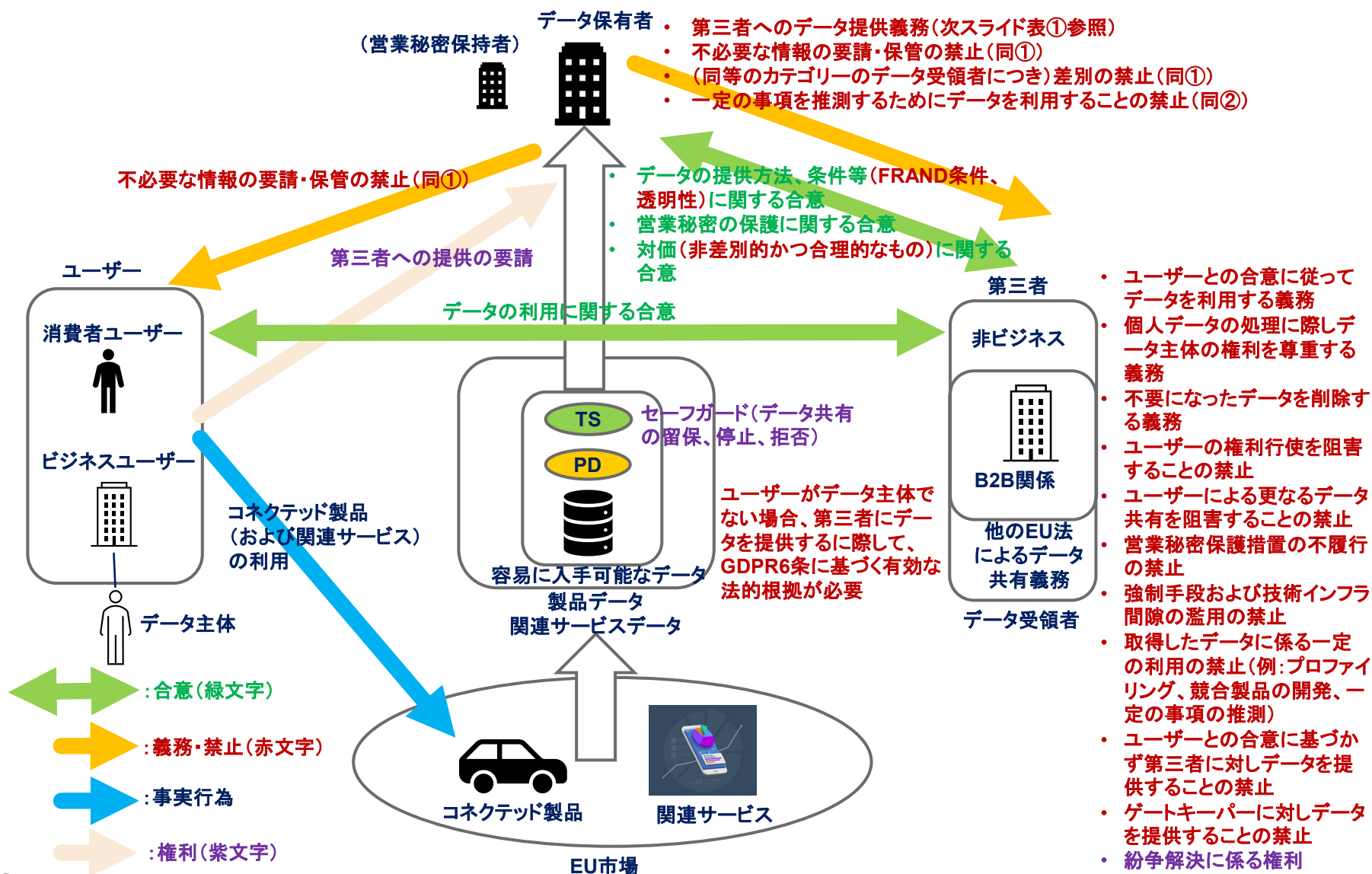
# ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務⑦

## ■ 製造者・データ保有者は、ユーザーとの関係において次の義務を負う

| 製造者・データ保有者の義務(付加要件等) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③                    | <p>容易に入手可能なデータへのユーザーのアクセスを可能とする(前スライドからの続き)</p> <p>【付加要件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ ユーザーの選択・権利行使を不当に困難にすることの禁止(4条4)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 偏向のある選択肢の提供、ユーザーの自律性・決定・選択を覆しまたは阻害する態様のユーザーインターフェース(ないしその一部)の構造・デザイン・機能・作動方法など</li></ul></li><li>■ 不必要なユーザー情報の要請・保管の禁止(4条5)<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ保有者は、ユーザーに対し、適切な本人確認を求めることができるが、必要のない情報の提供を要求してはならない</li><li>・ データ保有者は、ユーザーによるデータへのアクセスに関する情報(特にログデータ)を、①ユーザーからのアクセス要請の適切な実施、②データインフラストラクチャの安全および保守に必要な範囲を超えて保管してはならない</li></ul></li></ul> |
| ④                    | <p>非個人データである容易に入手可能なデータをユーザーとの契約に基づいてのみ利用する義務(4条13)、かかるデータをユーザーの経済状況等を推測する目的で利用することの禁止(同上)、ユーザーとの契約の履行の場合を除き非個人データである製品データを第三者と共有することの禁止(4条14)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

# 民間部門におけるデータ共有

## 図④：5条および6条に基づく義務および関連諸条件



# 第三者との関係におけるデータ保有者の義務

## ■ データ保有者は、第三者との関係において次の義務を負う

| データ保有者の義務 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①         | <p>ユーザー(またはその代理人)の要請に基づき、容易に入手可能なデータ(データの解釈・利用に必要なメタデータを含む)を、以下の態様で、第三者に提供する(5条1)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 不当な遅滞なく、簡単かつ安全に、</li><li>■ 包括的に、構造化された、一般的に使用される、機械読取り可能なフォーマットにより</li><li>■ ユーザーに対価を課すことなく<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ受領者(事業者たる第三者)の間では非差別的かつ合理的であることを条件として対価につき合意することが想定されている(9条)</li></ul></li><li>■ データ保有者が取得するデータと同じ品質で</li><li>■ 場合に応じ、また、技術的に可能であれば、継続的に、リアルタイムで</li><li>■ (データ受領者との関係においては)8条および9条にしたがって<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>FRAND</b>(公正、合理的かつ非差別的)条件により、透明性のある態様でデータ提供の方法・条件等について合意する(8条1、第3章、第4章)</li><li>・ データ提供の方法・条件等につき、同等のカテゴリーのデータ受領者を差別することの禁止、差別されたと考えるデータ受領者に対し差別していないことを示す情報の提供(8条3)</li></ul></li></ul> <p>【付加要件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ユーザー・第三者に係る不必要な情報の要請・保管の禁止(5条4)</li></ul> |
| ②         | 第三者の経済状況等の一定の事項を推測するために容易に入手可能なデータを利用することの禁止(5条6)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

# 営業秘密の保護

- データ法は、ユーザーとの関係、第三者との関係において、それぞれ営業秘密の保護に関する規定を置く(4条6～8、5条9～11)

## 営業秘密

以下の要件を全て満たす情報

- ① 単体として、または、そのコンポーネントの正確な構成と組み立てにおいて、その種の情報を扱う業界内関係者の間で、通常、一般に知られておらず、または、容易にアクセスできないという意味で秘密であること
- ② それが秘密であることにより商業的な価値があること、および
- ③ 合法的に情報を管理している者によって、当該情報を秘密に保つために、その状況の下において合理的な措置が講じられていること

- ユーザーへの開示: 営業秘密は保護されるものとし、特に第三者との関係においてその秘密性を保持するために必要な全ての措置を、データ保有者およびユーザーが開示に先立って講じた場合にのみ開示される(4条6)
- 第三者への開示: 営業秘密は保護されるものとし、ユーザーと第三者との間で合意された目的を達成するために厳密に必要な範囲でのみ第三者に開示される(5条9)
- データ保有者(または営業秘密保持者)は、営業秘密を保護するために、以下の措置を講じるものとされる(4条3および5条9)
  - ① 営業秘密として保護されるデータ(関連するメタデータを含む)を特定すること、および
  - ② ユーザー・第三者との間で、共有されるデータの秘密性を確保するために必要かつ適切な技術的・組織的な措置について合意すること
- これを前提として、データ法は、一定の場合に、データ保有者が営業秘密の保護のためにセーフガードを発動することを認める(詳細次スライド以降)

# 営業秘密の保護(セーフガードに関する規定)

## 営業秘密の共有の留保または停止(4条7、5条10)

データ保有者は、次の場合、営業秘密として特定されたデータの共有を留保・停止することができる

- ① (秘密性を保持するための) 必要な措置について合意がない場合、または
- ② ユーザー・第三者が、(i) 合意した措置を実施しない場合、または、(ii) 営業秘密の秘密性を損なう場合
- データ保有者の上記の決定は、(i) 正当な根拠に基づき、(ii) ユーザー・第三者に対して不当な遅滞なく書面で提示されなければならない
- この場合、データ保有者は、以下について、**管轄当局に通知する必要がある**
  - (i) データの共有を留保・停止したこと
  - (ii) いかなる措置が合意または実施されていないかの特定
  - (iii) 場合に応じ、どの営業秘密の秘密性が侵害されたかの特定

## 営業秘密へのアクセス拒否(4条8、5条11)

データ保有者は、以下の例外的な状況において、個別のケースに応じて営業秘密へのアクセス要請を拒否することができる

営業秘密保持者であるデータ保有者が、ユーザー・第三者が講じた技術的および組織的措置に関わらず、営業秘密の開示により深刻な経済的損害を被る可能性が高いことを証明できる場合

- かかる**証明**は、以下を満たすものとする
  - (i) 客観的要素に基づく**正当な根拠**に基づくこと
    - 特に、(a) 第三国における営業秘密の保護の実効性、(b) 要請されたデータの性質および秘密性のレベル、および、(c) 製品の独自性および新規性
  - (ii) (ユーザー・第三者に対して) 不当な遅滞なく**書面で提示されること**
- この場合、データ保有者はその旨を**管轄当局に通知するものとする**

## データ保有者の決定に対する異議申立て(4条9、5条12)

データ保有者によるデータ共有の拒否、留保・停止の決定につき異議を有するユーザー・第三者は、①**管轄当局に苦情を申し立てること**、または、②**紛争処理機関(DSB: Dispute Settlement Body)**への問題の付託をデータ保有者との間で合意することができる

# ユーザーの不正行為に対する措置

- データ保有者は、ユーザーが次の不正行為をした場合、データの消去その他の措置を要請する権利を有する(11条2および4)

| ユーザーの行為                                                                                                                                                          | 結果(11条2および4)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• ユーザーがデータ保有者により講じられた技術的保護手段を変更または削除する場合</li><li>• 営業秘密を保護するために、ユーザーがデータ保有者(または営業秘密保持者)と合意して講じた技術的・組織的措置を維持しない場合</li></ul> | <p>ユーザーは、不当な遅滞なく、データ保有者(または営業秘密保持者)からの以下の要請に応じなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 不当な遅滞なく、データ保有者が提供したデータおよびその複製を消去する</li><li>• ①これらのデータの不正利用によりデータ保有者に重大な損害が発生する重大なリスクがある場合、または、②データ保有者の利益に照らして、要請された措置が不相当でない場合<ul style="list-style-type: none"><li>(i) 当該データを通じて得られた知識に基づき製造された製品・派生データ・サービスの製造・提供・上市・利用を停止する</li><li>(ii) 侵害品の輸入・輸出・保管を停止する</li><li>(iii) 侵害品を廃棄する</li></ul></li><li>• 不正アクセスまたは不正利用されたデータにつき、当該不正利用・開示によって損害を被った当事者に補償する</li></ul> <p>データ法に違反してユーザーからデータを受領した他の第三者についても同様とする</p> |

## 第三者の不正行為に対する措置

- データ保有者は、第三者が次の不正行為をした場合、データの消去その他の措置を要請する権利を有する(11条2および3)

| 第三者の行為                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 結果(11条2および3)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第三者またはデータ受領者が次のいずれかの行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• データを取得する目的で<ul style="list-style-type: none"><li>(i) データ保有者に虚偽の情報を提供</li><li>(ii) 欺罔的または強制的な手段を使用</li><li>(iii) データを保護するために設計された技術インフラの間隙を濫用</li></ul></li><li>• 提供されたデータを許可されていない目的(6条2(e)の意味における競合製品の開発を含む)のために利用</li><li>• 不正にデータを他の者に開示</li><li>• データ保有者(または営業秘密保持者)と合意した営業秘密を保護するための技術的・組織的措置を維持しなかった</li><li>• データ保有者との合意なくして、データ保有者が講じた技術的・組織的保護措置を変更・廃止</li></ul> | <p>第三者またはデータ受領者は、不当な遅滞なく、データ保有者(もしくは営業秘密保持者、場合によってはユーザー)からの以下の要請に応じなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 遅滞なく、データ保有者が提供したデータおよびその複製を消去する</li><li>• ①これらのデータの不正利用によりデータ保有者またはユーザーに重大な損害が生じる重大なリスクがある場合、または、②データ保有者またはユーザーの利益に照らして、要請された措置が不相当でない場合<ul style="list-style-type: none"><li>(i) 当該データを通じて得られた知識に基づき製造された製品・派生データ・サービスの製造・提供・上市・利用を停止する</li><li>(ii) 侵害品の輸入・輸出・保管を停止する</li><li>(iii) 侵害品を廃棄する</li></ul></li><li>• 以下についてユーザーへ通知する<ul style="list-style-type: none"><li>(i) データの不正利用または開示</li><li>(ii) これを阻止するために取られた措置</li></ul></li><li>• 不正アクセスまたは不正利用されたデータにつき、当該不正利用・開示によって損害を被った当事者に補償する</li></ul> |

# 適用免除(中小零細企業)

- データ法II章の義務(3条から6条に定めるデータ共有等の義務)は、次の①または②の要件を満たす企業が製造・設計したコネクテッド製品やかかる企業が提供する関連サービスの利用によって生成されたデータには適用されない

① 以下の条件を満たす零細・小規模企業

- ✓ 零細・小規模企業以外の企業をパートナー企業または提携企業としていないこと、および
- ✓ 製品の製造・設計および関連サービスの提供の下請けをしていないこと

② 中規模企業のうち、(i) 上記のパートナー・提携企業および下請けに関する条件を満たしており、かつ、(ii) 以下のいずれかの要件を満たすもの

- ✓ 当該中規模企業が「中規模企業」のカテゴリーの閾値に該当してから1年未満であること、または
- ✓ 当該中規模企業が、コネクテッド製品をEU市場に上市してから1年未満であること

|       |                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 零細企業  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員数が10人未満、かつ</li><li>・ 年間売上高および・または年間貸借対照表の合計が200万ユーロを超えないこと</li></ul>    |
| 小規模企業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員数が50人未満、かつ</li><li>・ 年間売上高および・または年間貸借対照表の合計が1,000万ユーロを超えないこと</li></ul>  |
| 中小企業  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員数が250人未満、かつ</li><li>・ 年間売上高および・または年間貸借対照表の合計が4,300万ユーロを超えないこと</li></ul> |

# データ法コンプライアンス対応プロジェクトの概要：全体像

## Step 1: データ法コンプライアンス対応プロジェクトの立ち上げ

## Step 2: 事実調査、法的評価および適切な社内体制・規程の整備

### Step 2-1-1: データマッピングの実施

- ①EU市場で提供されているコネクテッド製品・関連サービス、②コネクテッド製品・関連サービスを通じて収集される製品関連データポイント、および③収集された製品関連データの利用状況をリストアップ
- ✓ 質問票およびインタビューによる事実調査

### Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価

- 自社グループ内において、①製造者、②販売業者・レンタル業者・リース業者、③関連サービス提供者、④データ保有者、⑤営業秘密保持者（データ保有者でない場合）、および⑥（潜在的な）データ受領者としてデータ法の適用対象となる法人を特定
- 必要に応じて、営業秘密および知的財産権に該当する製品関連データを特定
- 必要に応じて、個人データに該当する製品関連データを特定（個人データである製品関連データにはGDPRが適用される）
- データマッピングの結果認定された事実に基づくデータ法の適用に関する全体的な法的評価

### Step 2-1-3: コンプライアンス文書の作成

- 法的評価の結果に基づき、①ユーザーへの情報通知、②製品関連データの利用に関するユーザーとの間の契約書のひな形、③B2Bデータ共有に関する契約書のひな形、④対価に関する情報通知のひな形を作成

### Step 2-2: 社内体制・規程の整備

- データガバナンス体制、方針、手順の見直し・改訂
- アクセシブル・バイ・デザイン義務の履行のために、コネクテッド製品・関連サービスを（再）設計する必要性の評価
- B2C、B2B、B2Gのデータ共有のための手続・手順の策定
  - ・ データの不正使用のリスクおよび営業秘密保護措置の不履行の監視のためのガイドラインの作成
  - ・ B2Bのデータ共有に係る対価の決定
- ✓ （該当する場合）データ受領者が中小企業または非営利研究機関に該当するか否かを判断・監視するためのガイドラインを作成

## Step 3: コンプライアンス措置の実施

- データ法の最終版および欧州委員会が発表した勧告・ガイドラインに照らした見直し
- 全ての契約に係る締結前のレビュー・承認手続きの実施
- 情報通知の公表、必要な契約の締結、必要に応じて代理人の選任
- 自社グループ内の関係者への社内規程・ガイドラインの周知徹底

## Step 4: コンプライアンス確保のための措置の継続的实施

# EUデータ法がデータ保護実務に与える影響

- データ法はGDPRおよびeプライバシー指令の適用関係に影響を及ぼさない(前文7)
  - ・ ユーザーがデータ主体でない場合、個人データに該当する製品関連データをユーザー・第三者に提供するに当たって、GDPR6条に基づく有効な法的根拠が必要となる(4条12、5条7)
  - ・ 特別な種類の個人データ(健康に関するデータが主として問題となり得る)に該当する製品関連データの提供には、データ主体の明示的な同意を得る等GDPR9条の要件を満たす必要がある(前文7)
  - ・ 「ユーザーの端末に情報を保存したり、端末にすでに保存された情報にアクセスしたりする場合には、ユーザーに対して十分な説明を行った上でユーザーの同意を得なければならない」旨規定するeプライバシー指令5条3の要件も満たす必要(同上)
- データ法により、個人データに加えて、非個人データたる製品関連データについても適切なデータガバナンス体制を構築することが求められる
  - ・ データ法へのコンプライアンスは、単に義務を履行するという観点のみならず、製品関連データという貴重なデータの安全性、セキュリティ、秘密性等を維持・確保するためのデータガバナンス戦略の一環としても位置付けられるべき
  - ・ データ法を積極的に利用し、自社にとって有益な製品関連データの取得、(情報源たるコネクテッド製品の競合製品の開発に該当しない範囲における)新製品・サービスの開発を図るという視点もあり得る

### III. EUデータ法とデータ保護実務家の役割

# EUデータ法とデータ保護実務家の役割

- データ保護実務家とは以下をはじめとする実務家を総称する概念と考えられる。
  - ✓ 民間部門および公的部門の各組織において個人情報保護を担当する方(個人情報保護、法務、コンプライアンス、IT、セキュリティ、総務、人事など様々な部門において活躍)
  - ✓ 個人情報保護を主な取扱分野とするコンサルティング会社のコンサルタント、法律事務所の弁護士・外国弁護士・パラリーガル
  - ✓ 個人情報保護を主な研究対象とする教育機関・シンクタンクの研究者・アナリスト
  - ✓ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、書籍、SNS等のメディアのジャーナリスト、編集者、執筆者等のうち個人情報保護を特に追いかけている方、等々
- データ保護実務家は、個人情報保護法・個人データ保護法に関する案件のみならず、産業データをはじめとする非個人データの取扱いに関する案件についても、所属する組織において中心的な役割を期待されることになると考えられる。
  - ✓ EUデータ法上の義務への対応は、EU GDPRをはじめとする世界の個人情報保護法・データ保護法へのコンプライアンス対応の結果作り上げた社内体制の内容に不可避免的に影響すると考えられる。
    - データ法上の情報通知義務への対応は個人情報保護法上の情報通知義務への対応実務と整合的な形とすることが効率的・効果的
    - GDPRで行ったデータマッピングを踏まえないデータ法に対応したデータマッピングは非現実的。GDPR上の処理行為の記録(30条記録)を利用することが効率的・効果的
  - ✓ EUデータ法ではデータ保護実務家が培ったデータ保護監督当局への対応経験が生きる。
    - データ法上、営業秘密の共有の留保または停止や営業秘密へのアクセス拒否を行った場合、データ保有者は管轄当局への通知義務を負う。
- EUではEUデータ法を皮切りにデジタル分野に関する重要立法が相次いでおり(EUサイバーレジリエンス法(11月30日政治合意)、EU AI法(本日(12月7日)政治合意見込み))、それらへの法対応においてデータ保護実務家が果たすべき役割は極めて大きい。



杉本 武重  
Takeshige Sugimoto

[takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com](mailto:takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com)

<https://en.sandkbrussels.com/>

直通 +81-3-6410-8316

**S&K Brussels法律事務所**

東京: 〒143-0016 東京都大田区大森

北1-17-13 ACN大森駅前ビル6階

ブリュッセル: Bastion Tower Level 12,

Place du Champ de Mars 5, box 14,

Brussels 1050 Belgium

ニューヨーク: 1330 Avenue of the

Americas, Suite 23, New York, NY

10019 USA

<弁護士会登録>

2006年 弁護士登録(59期)

第一東京弁護士会所属

2013年 ニューヨーク州弁護士会所属

ブリュッセル弁護士会(B-List)

所属

## 経歴

2000年 駒場東邦高等学校卒業

2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2006-2013年 長島・大野・常松法律事務所アソシエイト

2012年 シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)

2013年 オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業(MJur)

2013-2014年 WilmerHale法律事務所ブリュッセルオフィスアソシエイト

2015-2017年同オフィスシニアアソシエイト

2015年-2021年、2023年-現在 デュッセルドルフ日本商工会議所法務

専門委員

2016-2017年 公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員

2017-2018年 Gibson Dunn & Crutcher法律事務所ブリュッセルオフィス・オブカウンセル

2018-2019年 Bird & Bird法律事務所ブリュッセルオフィス・パートナー

2018年-現在 一般財団法人情報法制研究所上席研究員

2019年-現在 当事務所開設・当事務所代表パートナー

2019年-現在 一般社団法人日本DPO協会設立発起人・理事

2022年-現在 Future of Privacy Forum(ワシントンDC)シニアフェロー

## 主要な取扱分野

- EU: 一般データ保護規則(GDPR)、電子プライバシー規制、デジタルサービス法、デジタル市場法、データガバナンス法、データ法、サイバーレジリエンス法案、著作権法・AI法案その他AIが関連する法分野
- 米国: カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)、カリフォルニアプライバシー権利法および他の米加盟国の州レベルの包括的データ保護法・プライバシー法、連邦データプライバシー法案、米国データ保護プライバシー法案、著作権法その他のAIが関連する法分野
- インド: デジタル個人データ保護法、デジタルインド法
- 日本: 個人情報保護法(APPI)、電気通信事業法、著作権法その他のAIが関連する法分野
- グローバル: 英国、シンガポール、中国、ブラジル、ベトナム、インドネシア、マレーシア、韓国等の上記以外の法域のデータ保護・プライバシー保護法・同法案等に関するグローバルデータ保護コンプライアンス

## 最近の主要著作

- 「『英国一般データ保護規制(UK GDPR)』ハンドブック(2022年4月)」(2022年4月、ジェトロ欧州ロシアCIS課、ジェトロ・ロンドン事務所)  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/b0226c404f93f434.html>
- 「米国連邦データプライバシー法案の概要(2021年6月)」(2021年6月、ジェトロ・サンフランシスコ事務所)  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/7f744522a1ddc8eb.html>

## 最近の主要講演

- 講演「生成AIのルール形成等に関する同項」(2023年9月1日「Beyond 5G時代に向けた新ビジネス戦略セミナー(第17回) 生成AIの課題と進展」(Beyond 5G新経営戦略センター主催)(Beyond 5G推進コンソーシアム 企画・戦略委員会共催))
- 講演「連邦データプライバシー法案の動向と日本企業が備えるべきコンプライアンス対応」(データプライバシー・AI規制セミナー 2023年5月19日「ChatGPTをはじめとする生成AIの進展をふまえて」(JCCI NY(ニューヨーク日本商工会議所)・当事務所共催))



乾 香織  
Kaori Inui

[kaori.inui@sandkbrussels.com](mailto:kaori.inui@sandkbrussels.com)

<https://en.sandkbrussels.com/>

代表電話 03-6410-8315

S&K Brussels法律事務所東京オフィス  
〒143-0016

東京都大田区大森北1-17-13

ACN大森駅前ビル6F

#### <弁護士会登録>

2007年～ 弁護士登録

2013年 第二東京弁護士会所属

2023年～ 第一東京弁護士会所属

#### 経歴

1994年 京都大学法学部卒業

1997年 米国マサチューセッツ工科大学大学院政治学修士号取得

1994-1995年 外務省職員

1995-1997年 在米日本国大使館外交官補(米国ワシントンD.C.)

1997-1998年 在米日本国大使館広報文化班三等書記官(米国ワシントンD.C.)

1998-1999年 在米日本国大使館経済班二等書記官(米国ワシントンD.C.)

1999年 外務省九州・沖縄サミット準備室

1999-2001年 外務省条約局国際協定課

2001-2002年 外務省条約局国際協定課 課長補佐

2005年 司法試験合格

2006-2007年 最高裁判所司法研修所司法修習生(旧60期)

2007-2013年 シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業(旧西川シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業)・アソシエイト

2013-2023年 フリーランス翻訳(法律会計関係)(日本語、英語)(ドイツ)

2018-2023年 日本の大手シンクタンク(アナリストリサーチャーとして欧州政治経済情勢の調査、分析、報告書執筆業務に従事(委託契約))(ドイツ)

2023年-現在 当事務所東京オフィス・シニアアソシエイト(2023年7月まで)、カウンセラー(2023年8月より)

#### 主要な取扱分野

- EU: 一般データ保護規則(GDPR)、電子プライバシー規制、デジタルサービス法、デジタル市場法、データガバナンス法、データ法、サイバーレジリエンス法案、著作権法・AI法案その他AIが関連する法分野
- 米国: カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)、カリフォルニアプライバシー権利法および他の米加盟国の州レベルの包括的データ保護法・プライバシー法、連邦データプライバシー法案、米国データ保護プライバシー法案、著作権法その他のAIが関連する法分野
- インド: デジタル個人データ保護法、デジタルインド法
- 日本: 個人情報保護法(APPI)、電気通信事業法、著作権法その他のAIが関連する法分野
- グローバル: 英国、シンガポール、中国、ブラジル、ベトナム、インドネシア、マレーシア、韓国等の上記以外の法域のデータ保護・プライバシー保護法・同法案等に関するグローバルデータ保護コンプライアンス



S&K Brussels法律事務所は、2019年にベルギーのブリュッセルで開業した日本の法律事務所です。EU、米国、インド、日本のデータ保護法、プライバシー法、AI規制を専門とする日本人弁護士で構成されています。

S&K Brussels Website: <https://en.sandkbrussels.com/>

この文書には、S&K Brussels法律事務所に帰属する機密情報が含まれています。本書は、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許可なく複製、翻案、公衆送信等することを禁じます。本書に記載されているサービス名および会社名は、各社の商号、商標または登録商標です。本書に記載されているサービスの仕様およびその他の情報は、予告なく変更されることがあります。